

随意契約による契約締結に係る公表(契約締結前)

平成 29年 3月 28日公表

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を締結するので、美唄市財務規則(昭和41年規則第4号)第129条第2項の規定に基づき次のとおり契約締結前の公表を行います。

発注担当課	総務課
-------	-----

契約の名称及び数量	庁舎前庭樹木冬囲い等業務一式
契約を締結する時期	平成 29年 4月 1日
契約の相手方の選定方法及び選定基準	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する1者を契約の相手方として選定する 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項のシルバー人材センターに該当すること